

新型コロナウイルス感染防止のための職員の行動指針

令和3年1月18日
周南市社会福祉事業団

1 はじめに

昨年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において集団感染が発生して以降、日本国内はもとより世界中に拡大している「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」は、今なおその勢いは留まるところを知りません。

国内において、高齢者施設・事業所等でも感染の確認がされている現在、万が一にも施設の中で集団感染（クラスター）が発生した場合には、もはや打つ手はないとさえ思えます。そして、これは決してどこかの町の出来事でも、対岸の火事でもなく、まさに私たちの足下まで忍び寄っていると考えて間違いありません。

わが国では、法的な根拠が無いことから、国や自治体において、市民の行動を制限するには至っておりませんが、私たち福祉施設においては、施設の入居者さま、利用者さまの暮らしや大切な命を守っていく責任があります。そして併せて、働く職員の皆さまと、そのご家族さまの健康な生活を守らなければなりません。

そこで、周南市社会福祉事業団として、共に働く職員の皆さまが、お互いに安心して業務に従事できるよう、ここに「行動指針」を策定いたします。

2 基本的な考え方

- 施設の入居者さま、利用者さまをはじめ、職員の健康と命を守るため
- 施設の入居者さま、利用者さまのご家族や地域の方の信頼と安心を守るため
- 事業団の運営する施設に関わるすべての皆さまの安心をまもるため「感染しない、感染させない、持ち込まない」ための対策を徹底していきます

3 職員の行動指針

(1) 衛生・健康管理

- 日頃からこまめなうがい・手洗いなど、感染予防を徹底しましょう。
- 出勤前には検温し記録しましょう。万が一発熱が認められる場合（平熱よりも概ね1℃以上高い）や体調不良がみられる場合には、自宅を出る前に所属長等に連絡し、指示を仰ぎましょう。
- 規則正しい生活（睡眠・食事等）を心掛け、自身の免疫力を高めましょう。

(2) 勤務日の行動

- 施設への出入りの際の手洗い・うがいを徹底しましょう。
- 勤務中、基本的にはマスクを着用しましょう。特に風邪症状（咳・鼻水等）のある方については施設内外を問わずマスクを着用しましょう。
- 休憩時には職員が向かいあわないようにし、3密にならないよう、換気や人と人との距離に気を付けましょう。

(3) 職場外での行動

- 「3つの密の回避」「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い・うがい・手指消毒の徹底」などの「新しい生活様式」を実践し、感染予防に努めましょう。
- 毎日の自分の行動歴（いつ、どこで、だれと、なにを）を管理しましょう。
- 県外へ移動する場合や県外から家族等が帰省、訪問がある場合には、当該地域の状況をよく確認しましょう。また、特に感染者の多く出ていて、感染のリスクが高いと思われる地域への移動や、帰省等の場合には、緊急性（いましかない）、代替性（これしかない）、必要性（やるしかない）などを考慮して慎重に行いましょう。

- 感染のリスクが高いと思われる地域へ移動した職員及び感染のリスクが高いと思われる地域からの移動者との濃厚接触が避けられない職員は、帰宅翌日又は移動者との接触の翌日より、2週間自宅待機（無給）とします。ただし、日帰りの場合や会食や濃厚接触を伴わない場合には、その限りではありませんが、その際においても十分な感染予防対策を講じ行動しましょう。また、その場合には所属長へ報告してください。
- 移動先（移動元）の地域（市区町村単位）の状況（クラスターが発生しているなど）によっては職員に自宅待機を求めることがあります。不安な点等あれば、必ず所属長へ相談し指示を仰いでください。
- **県外への不要不急の外出は控え、特に緊急事態宣言の発令されている地域への移動は避けてください。**
- 自宅待機の対象となる移動等の場合、医療機関等で実施するPCR検査又は抗原定量検査を受け、陰性が確認されれば自宅待機は求めません。（本人又は同居家族の移動がある場合には、帰宅日又は移動者との接触日より5日経過後に検査を実施のこと）自宅待機の対象となる移動等ある場合には、PCR検査又は抗原定量検査を受けてください。
- 子供の学校行事や部活等の活動に参加される場合には、行政や各団体から示されているガイドラインに沿って十分な感染予防対策を講じたうえで参加してください。
- 不特定多数の方が集まるようなイベントや集会への参加、ライブハウスや接待を伴うバー、大勢での会食など「3つの密」を回避できない施設への出入りは慎みましょう。
- 身近なところで感染者又は感染者の濃厚接触者が出た場合には、直ちに所属長へ連絡してください。

◎感染のリスクが高いと思われる地域
 ・移動の事実があった日、またはその前日における時点での感染者数（療養中を含む）が**1000人**を超えている地域（都道府県）

◎濃厚接触
 ・必要な感染予防対策（マスク等）をせずに、対面又は手の届く距離で15分以上接触があった場合。

4 その他

報告、連絡、相談が1日遅れただけで感染の拡大は進んでしまいます。身近なところで感染や感染の恐れが認められる場合には、十分に個人情報に配慮しながらも、速やかに所属長等へ報告、連絡、相談をしてください。

新型コロナウイルス感染症について、情報があふれていますが、中には正しくないもの（デマ等）も含まれます。わたしたちは冷静かつ思慮をもって判断し、正しい情報に基づいて正しく恐れていく必要があります。そのためにも、職員一人一人の自己管理責任が問われます。職員の皆さまはもとより、同居されているご家族さま等にもご理解とご協力を賜り、感染拡大を防ぎ、職員一丸となってこの危機を乗り越えましょう。

なお、この指針は常に見直さなければなりません。全国・山口県の感染状況等をみながら必要に応じて改定してきます。

令和2年 8月19日 策定
 令和2年11月 4日 改定
 令和2年12月 7日 改定
 令和3年 1月18日 改定